

海外コーディネーター業務（農林水産・食品分野、台湾）にかかる業務委託先の公募
公募要項

2019年3月12日
独立行政法人日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）では、日本企業等（企業・農林漁業者・団体等で日本からの輸出に取り組む事業者）による農林水産・食品分野の海外市場開拓を支援するため、相談対応業務、ビジネスマッチング支援業務等を委託できる個人又は法人を募集いたします。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 業務委託内容：

(1) 対象分野

農林水産・食品

(2) 対象国・地域（カバーエリア）

台湾

(3) 業務委託項目

日本企業等（企業・農林漁業者・団体等で日本からの農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者）の台湾市場開拓を支援するため次の3つの業務を行う。

- ① 相談対応業務
- ② ビジネスマッチング支援業務
- ③ 基盤強化活動

2. 契約期間： 契約締結日から2020年3月31日まで

3. 履行場所： 日本および台湾

4. 使用言語： 日本語および中国語

5. 業務委託内容の詳細：

(1) 相談対応業務

① E-Mail 相談対応（於：現地 対：日本企業等）

日本企業等から寄せられる農林水産物・食品の台湾市場開拓に関する問い合わせに対し、ジェトロの要請に応じてレポート（様式指定、日本語、Word A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度）を作成し、原則依頼を受けた日から 15 営業日以内に提出する。この期限を過ぎる場合は事前に報告すること。原則 1 件の問い合わせに対し 1 件の回答とする。ただし、1 件の問い合わせの中に市場性が異なる複数の商品が含まれており、複数の市場について調査する必要がある場合は、1 商品あたり 1 件の回答とみなす。

② ブリーフィング（於：現地 対：日本企業等）

日本企業等から寄せられる農林水産物・食品の台湾市場開拓に関する問い合わせに対し、ジェトロの要請に応じて相談対応（ブリーフィング）を現地で行う。また、必要に応じて企業訪問・市場視察に同行する。原則として、ジェトロを通しての事前予約制とする。ブリーフィング 1 件当たり 1 時間程度を目安とする。

③ ブリーフィング（於：日本国内 対：日本企業等）

日本企業等から寄せられる農林水産物・食品の台湾市場開拓に関する問い合わせに対し、ジェトロの要請に応じて相談対応（ブリーフィング）を日本国内で行う。また、必要に応じて企業訪問・市場視察に同行する。原則として、ジェトロを通しての事前予約制とする。ブリーフィング 1 件当たり 30 分程度を目安とする。

④ 個別相談対応（於：現地 対：バイヤー）

現地バイヤーから寄せられる農林水産物・食品の台湾への輸入に関する相談について、ジェトロの要請に応じて個別相談対応を現地で行う。個別相談 1 件当たり 1 時間程度を目安とする。

(2) ビジネスマッチング支援業務

① 売り込み先候補バイヤーのリストアップ

日本企業等の商品に関心のある現地バイヤーの情報（企業名、担当者名、連絡先等）を収集し、売り込み先候補バイヤーとしてリストアップする。担当者名、連絡先等の確認まで行うこととし、リストアップした企業1社を1件として数えるが、リストアップした企業のうち、ヒアリングを完了した企業については下記②で数え、本項目からは除外する。

② 売り込み先候補バイヤーへのヒアリング

上記①でリストアップした売り込み先候補バイヤーに、日本企業等との商談に対する関心度合いをヒアリングする。ヒアリングした企業1社を1件として数える。

③ 商談アポイントメント取得

日本企業等と現地バイヤーの現地での商談アポイントメントを取得する。商談アポイントメント取得後、商談が実施された企業1社を1件と数える。また、海外コーディネーターが現場の商談会・展示会等で商談アポイントメントを取得し、商談が実施された場合も本業務の対象とする。なお、日本企業の都合により商談がキャンセルとなった場合は、商談が実施されなくても対価を支払う。

④ 商談同席・商談支援

上記③でアポイントメント取得した商談に同席し、商談支援を実施する。同席・支援した企業1社を1件と数える。商談時間は1件当たり30分程度を目安とする。

⑤ 商談フォローアップ

上記③でアポイントメント取得した商談について、現地バイヤーに対し商談進捗状況の確認等の商談フォローアップを実施する。商談フォローアップした企業1社を1件として数える。

(3) 基盤強化活動

① ジェトロ各種事業に対するアドバイス・提案（対：ジェトロ）

ジェトロが商談会・展示会等の各種事業を開催する前後に、ジェトロの要請に応じて面談し、アドバイス・提案を行う（例：ジェトロパビリオンデザインに関する提案、出品物選定に関するアドバイス等）。面談時間は1時間程度を目安とする。また、E-mail（日本語、A4用紙1～2枚（1,200～2,400字）程度）でのアドバイス・提案も可とする。

② 現地バイヤー発掘

日本企業等との商談に関心がある、または農林水産物・食品の売り込み先として適している現地バイヤーについて、ジェトロの要請に応じて訪問し、バイヤーの関心商品や市場に関する最新動向等をヒアリングする。また、日本企業等の商品パンフレットや商品サンプルを用いて農林水産物・食品を紹介し、関心度合いをヒアリングする。ヒアリング結果についてレポートを作成し提出する。レポートを作成した1社を1件と数える。

③ バイヤー発掘のフォローアップ

上記②で訪問したバイヤーのうち、日本企業等との商談に高い関心を示し、商談が見込める現地バイヤーに対して、ジェトロの要請に応じて再度訪問し、フォローアップを行う。フォローアップ内容についてレポートを作成し提出する。レポートを作成した1社を1件と数える。

④ セミナーにおける講演（於：日本国内 対：日本企業等）

日本企業等を対象にした現地の最新の消費動向や売れ筋商品、現地特有の商習慣や販売方法等に関するセミナーの開催依頼があった場合に、ジェトロの要請に応じて講演を行う。あわせて講演で使用する資料原稿を作成し、事前にジェトロに提出して確認を受けること。原則印刷はジェトロで対応する。業務時間は講演者本人による講演時間及び質疑応答時間とし、他の講演者による講演時間、休憩時間、移動時間、打ち合わせ時間、待機時間、名刺交換等の時間は含まない。

⑤ 現地市場価格調査

現地マーケティング基礎情報提供

(<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/marketing/>) の一環として、ジェト

ロの要請に応じて年に一度現地市場価格動向を調査し、レポート（様式指定、日本語、Word A4 用紙 7～14 ページ程度）を作成し提出する。

6. 月次報告書の提出

5. 業務委託内容の実施結果を取りまとめ、月次報告書（様式指定）を作成して翌月 7 日（休日の場合はその前日、2020 年 3 月分は同月末日）までに提出する。その際、5. (3)②③の報告書（レポート）を添付すること。5. (1)①及び5. (3)⑤については、月次報告書にて報告の他、所定の報告方法により報告すること。

7. その他

(1) 名刺の使用について

業務従事者はジェットロの支給する名刺を使用することができる。ただし、本業務遂行上必要がある場合のほかで、この名刺を使用してはならない。また、契約期間終了後、ただちに名刺をジェットロに返還すること。

(2) コンプライアンス・情報セキュリティ研修の受講について

コンプライアンス・情報セキュリティ研修の受講を要請する場合がある。ジェットロが指定する期限内に受講し、修了すること。

(3) 日本への出張について

日本への出張を要請する場合がある。出張に係る旅費はジェットロ規程に基づきジェットロが負担する。コーディネーターの私用による迂回は認めない。

8. 採択者数：

2 者

9. 業務委託料：

- (1) 業務が生じた際の出来高払いとし、単価は下記のとおりとする。ただし、年間 1,935,000 円を超えないものとする。
- (2) 業務件数・時間数等については、ジェットロと事前に協議の上、決定することとする。
- (3) 電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェットロは負担しない。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、採択者の所在地以外で、ジェットロが指定した場所で業務を行う場合を除いて全て業務委託料に含まれる。

通貨単位：円

業務内容		単価（税別）
(1) 相談対応業務	① E-mail 相談対応 (於：現地 対：日本企業等)	25,000/件
	② ブリーフィング (於：現地 対：日本企業等)	5,000/15分
	③ ブリーフィング (於：日本国内 対：日本企業等)	5,000/15分
	④ 個別相談対応 (於：現地 対：バイヤー)	5,000/15分
(2) ビジネスマッチング支援業務	① 売り込み先候補バイヤーのリストアップ	5,000/社
	② 売り込み先候補バイヤーへのヒアリング	5,000/社
	③ 商談アポイントメント取得	10,000/件
	④ 商談同席・商談支援	5,000/15分
	⑤ 商談フォローアップ	15,000/件
(3) 基盤強化活動	① ジェトロ各種事業に対するアドバイス・提案（対：ジェトロ）	20,000/件
	② 現地バイヤー発掘	50,000/件
	③ 現地バイヤー発掘のフォローアップ	15,000/件
	④ セミナーにおける講演 (於：日本国内 対：日本企業等)	5,000/15分
	⑤ 現地市場価格調査	25,000/件

※時間を単位とする項目：端数が発生する場合は、15分単位で切り上げるものとする。

※日本国内で実施した業務のみ消費税等課税対象とする。

10. 支払い方法

業務委託料を月払いとする。月次報告書をジェトロが検査し合格したものについて請求すること。ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に円建てで支払う。

11. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は台湾に現地法人又は支店を有し、業務従事者は台湾に居住していること。個人の場合は台湾に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と業務従事者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 業務従事者は、刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (6) 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。
- (8) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

12. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、afa-cdr@jetro.go.jp宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

13. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（日時を指定の上、テレビ電話による面談を行います）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
- (5) 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び中国語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。

また、提出書類は返却できません。

14. 応募期間：

2019年3月12日（火）～3月27日（水）12時00分（日本時間）

15. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェトロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2020年3月31日（火）

16. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

17. 留意事項

- (1) 業務委託先は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 業務委託先は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。
- (3) 業務委託先は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属します。

18. 応募先・お問い合わせ：

ジェトロ農林水産・食品部 農林水産・食品課 担当：長屋、荒井

E-mail：AFA-CDR@jetro.go.jp

TEL：03-3582-5649

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上